

## 朝倉市介護職員初任者研修受講支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市における介護サービスに係る雇用確保及び介護サービスの安定供給を図るため、介護職員初任者研修（以下「初任者研修」という。）を修了し、かつ、市内の介護保険サービス事業所に就業する者に対し、予算の範囲内において交付する介護職員初任者研修受講支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、朝倉市補助金等交付規則（平成18年朝倉市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 初任者研修 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修をいう。
- (2) 介護保険サービス事業所 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項に規定する訪問介護を行う事業又は朝倉市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年朝倉市告示第25号）第4条第1号アに規定する第1号訪問事業（訪問型サービス）を提供し、市内に所在する事業所をいう。
- (3) 介護職員 就業先である介護保険サービス事業所の運営法人等に直接雇用され、介護保険サービス事業所において介護従事者として勤務する者（非常勤等勤務者を含む。）。ただし、看護師、准看護師、栄養士、事務員等の他の職務のみに従事する者を除く。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、申請日において次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和5年4月1日以降に初任者研修を修了し、市内の同一の介護保険サービス事業所で介護職員として6箇月以上継続して勤務していること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 他の公的機関等から類似の補助を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、朝倉市暴力団排除条例（平成22年朝倉市条例第20

号) 第2条第2号に該当する者は、交付対象者としな

(補助金対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、初任者研修に係る受講料及び教材費(以下「受講料等」という。)とし、入会金、交通費、保険料、分割払いの場合における手数料、修了評価不合格者の追試等に係る追加費用等については、補助対象外とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、対象経費(就業先である介護保険サービス事業所の運営法人等から当該経費について補助を受け、又は受ける予定である場合には、受講料等から当該補助等に係る経費を控除した後の経費)とし、5万円を限度とする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする交付対象者(以下「申請者」という。)は、介護職員初任者研修受講支援事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 研修実施者が発行する受講料等の領収書の写し
- (2) 研修実施者が発行する修了証明書の写し
- (3) 就業先である介護保険サービス事業所の運営法人が発行する雇用証明書(申請の日前30日以内に発行されたもの)
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請書の記載事項について変更が生じた場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

3 申請書の提出期限は、第3条に掲げる要件を全て満たした日の翌日から起算して3箇月以内とする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、申請書の提出を受けたときは、当該申請についてその内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、介護職員初任者研修受講支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該申請を取り下

げようとするときは、介護職員初任者研修受講支援事業補助金交付申請取下書（様式第3号）にその理由を付して市長に届け出なければならない。

（補助金の請求）

第9条 申請者は、第7条の規定により補助金の交付決定を受けたときは、介護職員初任者研修受講支援事業補助金請求書（様式第4号）により補助金の請求をしなければならない。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の規定により補助金の請求を受け、これを適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

（実績に関する特例）

第11条 規則第14条の規定にかかわらず、補助金の交付に係る実績報告は、省略するものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第12条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

- （1） 虚偽又は不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- （2） 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （3） その他この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の取消しにより、申請者に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

（その他）

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。